

部長及び参事官

殿

所 属 長

地 域 発 第 9 0 号

平成28年 3 月 16 日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：令和 4 年 4 月 1 日備二発第50号改正）

高知県警察用航空機の運用等に関する規程運用要領について

（通達甲）

高知県警察用航空機の運用等に関する規程（平成 3 年 3 月本部訓令第10号。以下「規程」という。）の運用に関し「高知県警察用航空機の運用等に関する規程の制定について（例規）」（平成 3 年 3 月 14 日高外発第192号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、規程の運用に関し別添のとおり「高知県警察用航空機の運用等に関する規程運用要領」を定め、平成28年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察用航空機の運用等に関する規程運用要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察用航空機の運用等に関する規程（平成3年3月本部訓令第10号。以下「規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 運用上の留意事項

1 目的（第1条関係）

「航空関係法令」の主なものは、次のとおりである。

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (2) 航空法施行令（昭和27年政令第421号）
- (3) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）
- (4) 航空機登録令（昭和28年政令第296号）
- (5) 航空機登録規則（昭和28年運輸省令第50号）
- (6) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (7) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）
- (8) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）
- (9) 無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）
- (10) 無線従事者の操作の範囲等を定める政令（平成元年政令第325号）

2 運用責任者等（第3条―第5条関係）

県警察において装備する航空機（以下「航空機」という。）は、高度の安全管理が要求されるため、航空基地及び航空機等の運用に関する総括責任者として運用責任者を、航空機の総合的運用の推進と安全運航の徹底を期するため運航責任者を、航空機を安全に運航するため安全担当者を置くこととした。

3 航空業務計画（第6条関係）

航空機の運用については、安全かつ効率的な運航を図るため、警察庁が毎年度示す航空業務計画策定指針に基づき、運用責任者が年度計画の大綱を定め、航空隊長（以下「隊長」という。）が航空業務計画、航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画、四半期ごとの訓練計画及び月別運航計画を作成しなければならない。

なお、隊長は、航空機の支援が予想される各所属の主要行事等を勘案して、航空業務計画を策定するものとする。

4 運用の基本（第9条の1関係）

運用責任者は、県内で発生した各種事案に対し、航空機の高速度性、機動

性、広視界性という特性を生かした効果的な警察活動を遂行するため、関係所属長と連携し、航空機を積極的に活用するものとする。また、近隣府県における大規模な自然災害や事故災害における各種活動も航空機の運用上極めて重要な活動であるため、運用責任者は、ヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）の活用を含む広域運用についても常に考慮しておかなければならない。

5 支援の申請手続（第11条関係）

所属長は、緊急突発事案の発生に際し、電話等により航空機の支援の申請を行うときは、規程別記第1号様式の航空機支援申請書に定める事項を運用責任者を通じて本部長に連絡しなければならない。この場合において、現地の気象状況、地形、障害物の有無等航空機の飛行及び離着陸の可否を判断するのに必要な事項を併せて連絡するものとする。

6 運航前の連絡調整（第13条関係）

「連絡調整」は、現地の気象状況、臨時発着場の安全措置等について行うものとする。

7 航空機支援結果報告（第15条関係）

所属長は、航空機を運用したことにより、より効率的に業務が遂行でき、他所属の参考となる場合、マスコミ等部外の反響が大きかった場合又は本部長が指示した場合は、航空機の支援結果について報告しなければならない。

8 部外者からの支援の申請等（第16条関係）

(1) 本部長は、部外者からの航空機の支援の申請に対しては、規程第13条の規定に準じて審査し、当該申請が警察活動に準ずるものであり、他に代替性がなく、かつ、真に必要であると認めるときは、当該申請に応ずるものとする。

(2) 「相当と認めるとき」とは、次の場合をいう。

ア 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するため、地方公共団体の職員その他の関係者を搭乗させる場合

イ 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させる場合

ウ 知事等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が認めるとき

エ その他特に本部長が必要であると認める場合

(3) 所属長は、部外者から航空機の支援の申請があった場合は、運航の安全と事故発生時における紛議を避けるため、当該部外者から規程別記第3号

様式の誓約書を提出させ、規程別記第2号様式の部外者航空機支援申請書に添付の上、運用責任者を通じて本部長に提出するものとする。

なお、次に掲げる部外者については、航空機の運用又はその維持管理上、当然搭乗が必要であることから、規程第16条の規定にかかわらず、部外者航空機支援申請書及び誓約書の提出を必要としないものとする。

ア 被救助者、被保護者又は護送者

イ 被救助者等に対する医療措置を行う医師等

ウ 航空局や電気通信監理局の検査官及び委託整備会社等の関係者

エ 航空従事者の資格取得に係わる試験官

9 搭乗者心得（第17条関係）

規程別表の航空機搭乗者心得は、航空機への搭乗を承認された者に対し、搭乗前に機長がその内容を教示した上で交付するものとする。

10 整備業務（第21条関係）

運航責任者は、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号）第21条に規定する整備のほか、国土交通省航空局発行の「耐空性改善通報」及び航空機製造会社等が発行する「整備通報」に該当する点検整備事項がある場合は、直ちに航空機等の点検整備を行うなど航空機等の整備の徹底を図らなければならない。

11 ヘリテレの運用（第24条－26条関係）

(1) ヘリテレは、ヘリテレの機上設備を搭載することにより航空機の搭載可能重量が減少するとともに、他任務との併用が困難となるなど航空機の運用に及ぼす影響が大きいため、警察活動を行う上で特に効果的と認められる活動に限定して運用することとする。

(2) ヘリテレは、機上設備を除き情報通信部が運用するため、情報通信部との連携が不可欠であり、運用責任者は、その主体となる機動通信課長との協議を十分行わなければならない。

12 航空機事故調査委員会（第31条関係）

(1) 本部長は、航空機事故が発生した場合であって、その原因等を究明する必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会を設置するものとする。

(2) 航空機事故調査委員会の委員は、当該事故に対する専門的知識、技能を有する部内及び部外の者をもって充てるものとする。

13 備付け簿冊（第31条関係）

規程第31条に規定する「細則第7条に規定するもののほか必要な簿冊」とは、別記様式の航空活動日誌をいう。

（別記様式省略）